

I 給食費の改定について

1 三条市の給食費

平成26年度	小学校	中学校
給食費(年額)	47,000円 (県平均52,788円)	55,000円 (県平均61,017円)
給食費(月額)	4,700円 (県平均 4,984円)	5,500円 (県平均 5,795円)
1食単価	250円 (県平均 274円)	300円 (県平均 320円)

※ 三条市の給食費は給食実施の県内29市町村で一番低い！（別紙1）

給食費の推移		平成10年～17年 (11か月徴収)		平成18年～26年 (10か月徴収)	
		小学校	中学校	小学校	中学校
年額	三条地区	47,630円	55,330円	47,000円	55,000円
	栄地区	46,200円	56,100円	合併により統一	
	下田地区	46,200円	58,300円		
月額	三条地区	4,330円	5,030円	4,700円	5,500円
	栄地区	4,200円	5,100円	合併により統一	
	下田地区	4,200円	5,300円		
1食単価	三条地区	250円	290円	250円	300円
	栄地区	243円	295円	合併により統一	
	下田地区	245円	305円		

平成18年の合併時に旧三条市の給食費に統一し、11か月徴収から10か月徴収に改定しただけで、給食費は実質、平成10年から値上していない。

2 物価の上昇等

年度	物価の上昇等	三条市の対応
20	輸入飼料価格及び原油価格高騰でバター、油類の価格が上昇、その他の食品も値上がり。	お楽しみ部分を少し減らすなど献立内容を見直し、給食費は値上げしなかった。
26	・消費税増税 5%→8%	牛乳の冬期間試行停止(栄養価を維持した副食材料費にも対応)
	・物価の上昇	献立内容の工夫 ①魚など主菜の単価を落とす、②デザート類の単価を落とす、 ③変わりご飯の回数を減らす、などの工夫により給食費を抑えている。

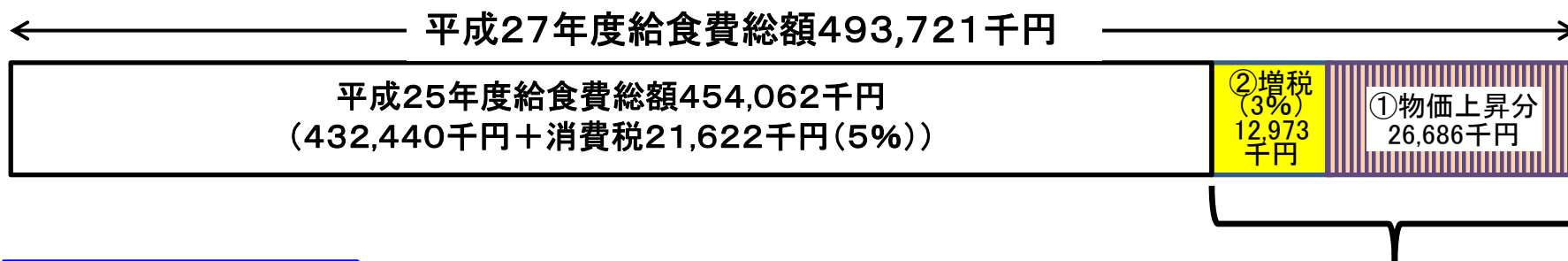
主な品目の価格変動		単位	平成25年度 税抜価格	平成26年度 税抜価格	比較(%)
主食	精米(統一方式米)	1kg	289.16	291.33	100.8
牛乳	牛乳	200cc	46.04	47.76	103.7
肉・卵類	豚肉(三条産)	1kg	1,080	1,400	129.6
	鶏卵	1kg	245	250	102.0
野菜	きゅうり	1kg	800	950	118.8
	ほうれん草	1kg	1,600	1,800	112.5
	たまねぎ(県産)	1kg	150	200	133.3
冷凍食品	鱈角切り粉付き	1kg	780	1,000	128.2
チルド	鮭照り切り身	50 g	59.5	62.5	105.0
調味料	味噌	1kg	400	430	107.5
	マヨネーズ	1kg	460	495	107.6
乾物	スライスアーモンド	1kg	1,100	1,410	128.2
缶詰他	たけのこ缶	1缶	6,750	8,500	125.9

3 他市の給食費改定状況(別紙1)

安心・安全でおいしい給食を提供するため、給食費の改定が必要!

4 給食費の改定(案)

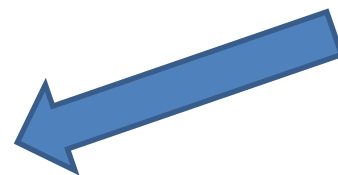
平成10年度から16年間、献立や調理の工夫、安全で価格が安定した食材料の選定など、可能な限り努力をして、現在まで据え置いてきたが、平成26年度の物価の上昇が予想以上に大きく、今後、安定的に望ましい給食を提供することが困難になっているため、平成27年度から次のように改定する。



改定額と算出根拠

①物価上昇分(別紙2)	26,686千円
②消費税3%引き上げ影響分 平成25年度432,440千円×0.03	12,973千円
年間必要額(①+②) …A	39,659千円
H27給食予定数…B	8,413人
1人当たりの年間値上額…A/B	4,714円

年間必要額
39,659千円
(値上げ総額)



端数処理し、年間4,700円の値上げとする。

改定の仕方

4,700円(年間値上額)は、3月に新たに徴収することとし、4月~2月(8月を除く)の給食費は現状維持とする。



その結果、平成27年4月からの給食費は

	現在の給食費 (10か月徴収:8月・3月を除く)		改定後(平成27年4月～) (11か月徴収:8月を除く)			
	小学校	中学校	小学校		中学校	
年 額	47,000円	55,000円	<u>51,700円</u> (<u>県平均52,788円</u>)		<u>59,700円</u> (<u>県平均61,017円</u>)	
月 額	4,700円 (4月～2月)	5,500円 (4月～2月)	4月～2月	3月	4月～2月	3月
			4,700円 (<u>県平均4,984円</u>)	<u>4,700円</u>	5,500円 (<u>県平均5,795円</u>)	<u>4,700円</u>
1食単価	250円	300円	<u>276円</u> (<u>県平均274円</u>)		<u>322円</u> (<u>県平均320円</u>)	

※ 1食単価は、小学校年額÷187回(年間給食回数) 中学校年額÷185回(年間給食回数)

※ 中学3年生については、3月の給食回数が少ないため、3月分で調整する。

給食費改定による効果は

食育の「生きた教材」となる献立の充実が可能となり、子どもたちの健やかな心身の成長や生涯にわたる望ましい食習慣の定着を図ることができる。

- ①主菜となる魚など食材の質の向上により、よりおいしい給食の提供ができる。
- ②ルレクチェなど高価な果物を含めて三条産農産物の使用量や回数を増やすことが可能となり、子どもたちの地域の食への関心や感謝の心を育てることに繋がる。
- ③行事食や郷土料理などの献立を取り入れやすく、食文化の伝承に繋がる。

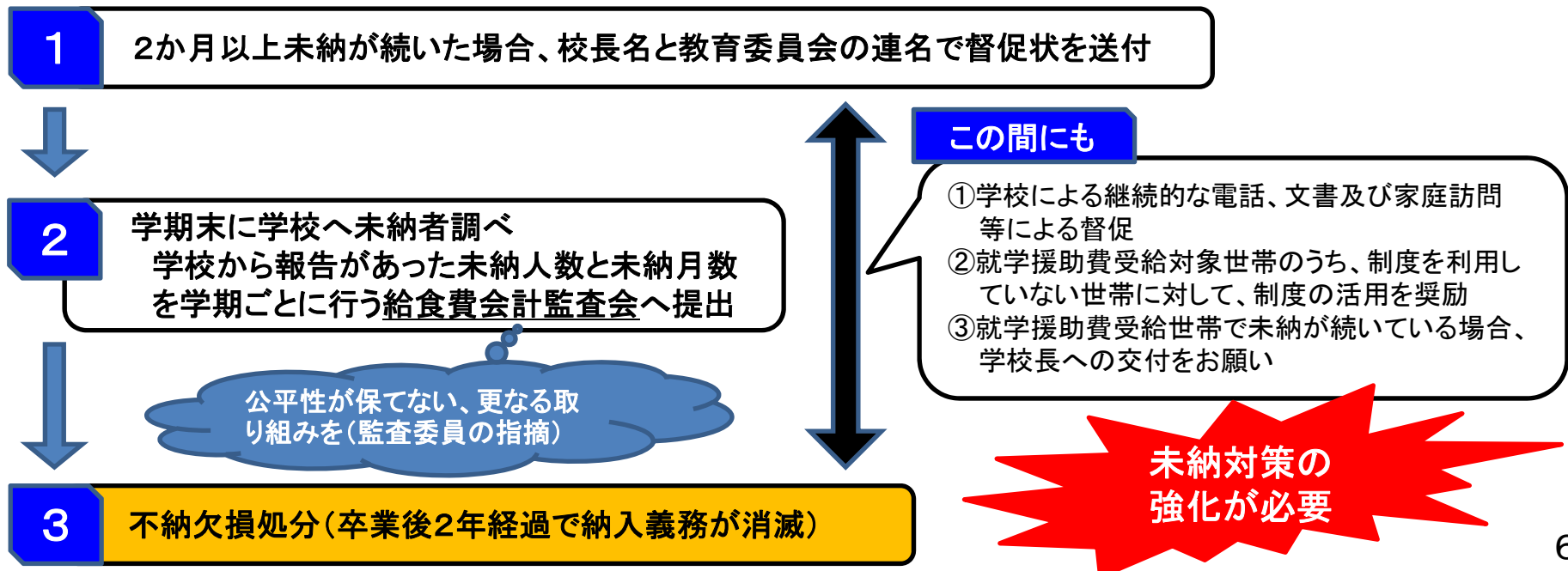
今後のスケジュール	11月	12月	H27. 1月	2月
学校給食運営委員会	● 11/21			●平成27年度予算案 (給食費改定決定)
教育委員会定例会		●		●
保護者周知				●

Ⅱ 給食費未納対策の強化について

1 過去3年の未納額

年度別	未納額			内 訳					
				就学援助費受給世帯			その他の世帯		
	金額	人数	割合	金額	人数	割合	金額	人数	割合
平成23年度	812,200	43	0.17%	332,800	16	37.2%	479,400	27	62.8%
平成24年度	873,050	29	0.19%	114,100	7	24.1%	758,950	22	75.9%
平成25年度	1,338,550	50	0.30%	501,000	21	42.0%	837,550	29	58.0%

2 現在の未納対策



3 未納対策の強化(案)

(1) 就学援助費支給世帯には

就学援助費には給食費が全額含まれていることから、「給食費及び修学旅行費等の受領及び執行についての一切の権限を校長に委任する」方式に改める。

申請書(案)

就学援助費受給申請書

次の理由により就学援助費受給の申請をいたします。

なお、審査にあたっては、三条市教育委員会が私と生計を共にする世帯の所得状況について調査されることに同意します。

また、認定を受けた場合は、学校給食費及び修学旅行費の請求、受領、執行等一切の権限を在学する学校長に委任します。

この対策により

平成25年度で想定すると、501,000円(21人)の未納が解消！

(2) その他の世帯には

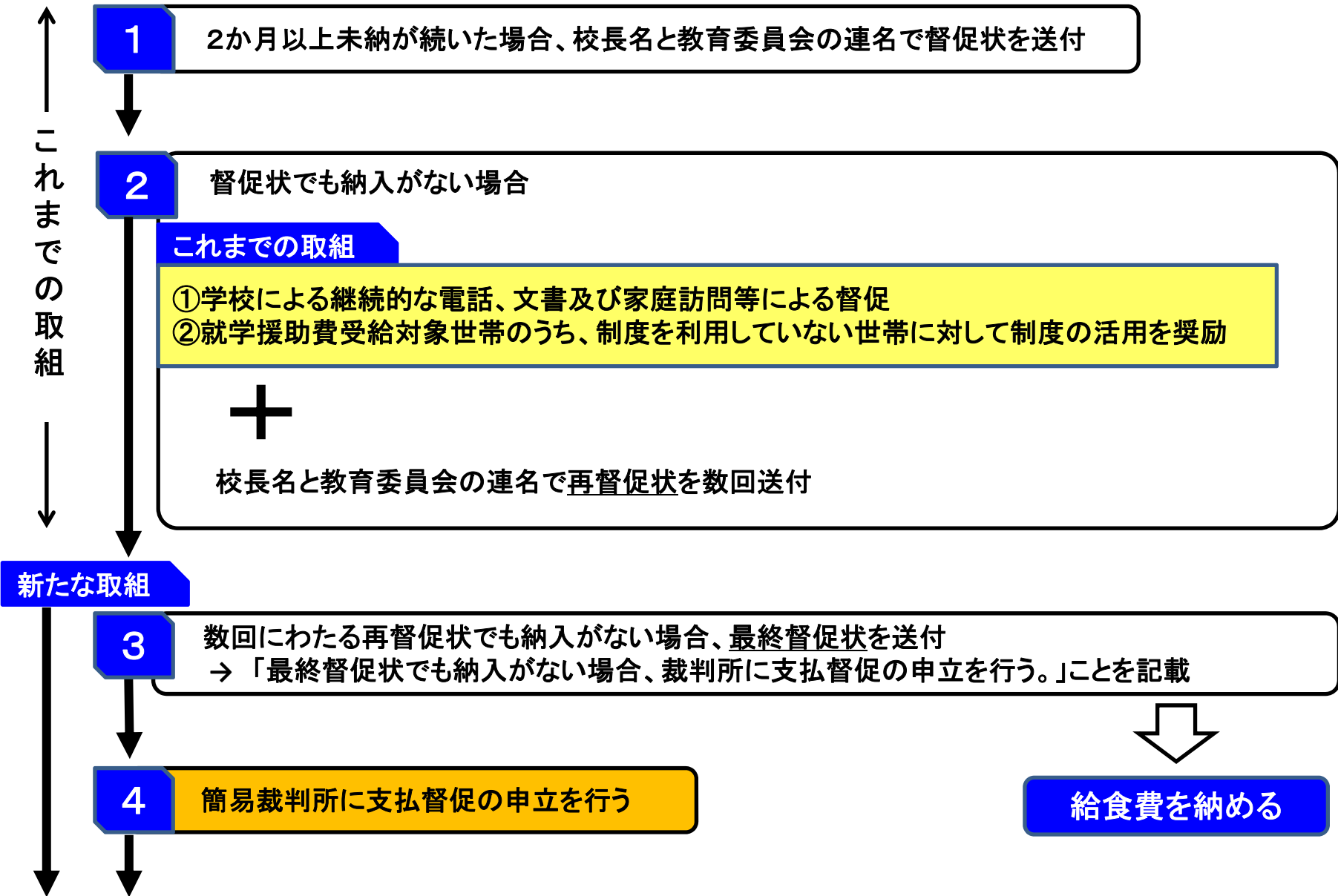
継続的な督促にも応じない場合、民事訴訟法に基づく支払督促の申立を行う。

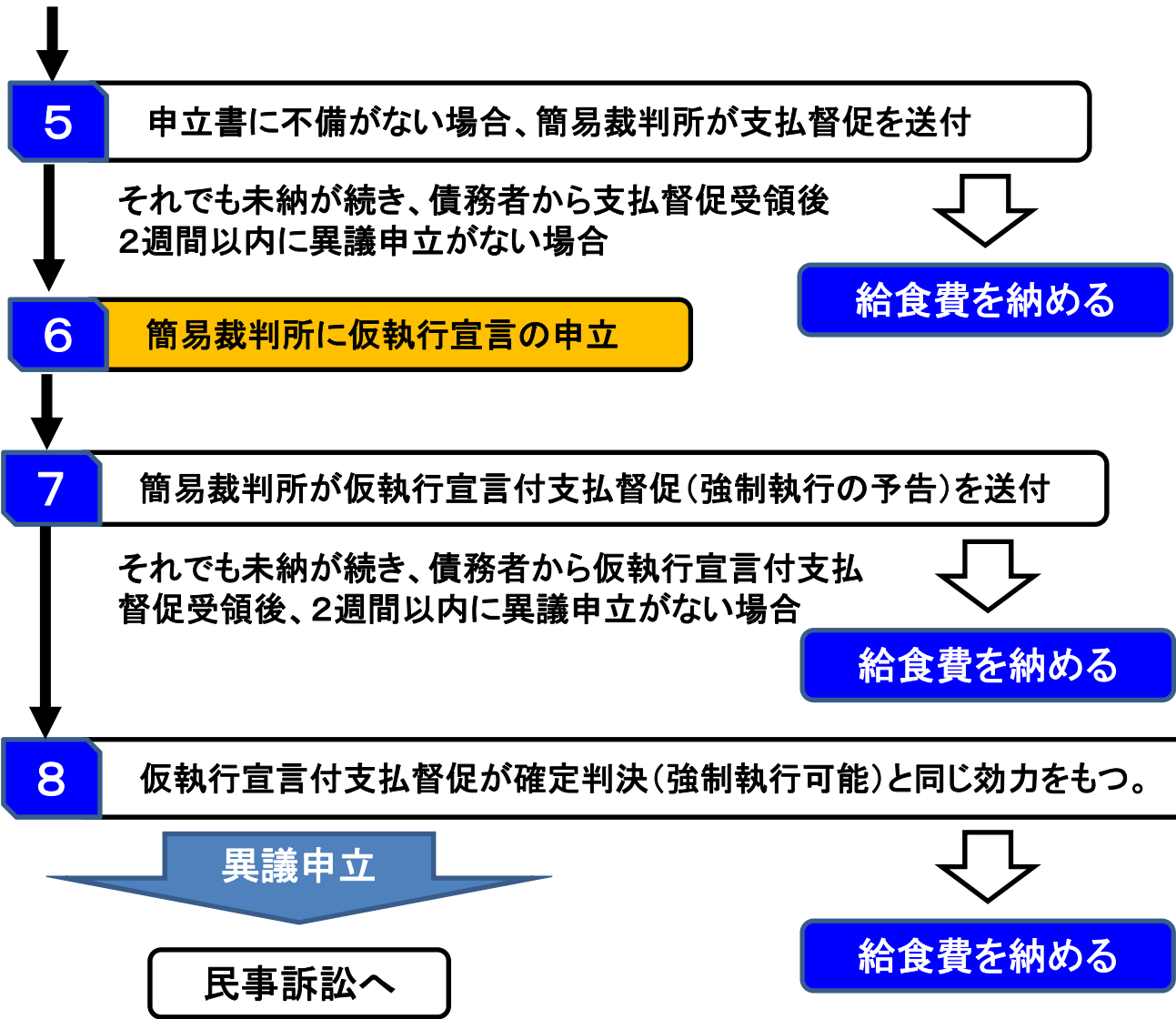
支払督促とは

支払督促とは、正式な裁判手続きによらず、簡易裁判所の書記官による書類審査だけで発せらせるもので、公判や証拠調べ、相手方に対する尋問等がない簡易な手続きである。

相手方が異議を申し立てなければ、確定判決と同等の効力を持ち、強制執行も可能となる。ただし、相手方が異議を申し立てたときは、通常の訴訟手続きに移行する。

支払督促を導入した後の未納対策の流れ(案)





支払督促に係る費用負担は

簡易裁判所への申立費用(手数料、郵便切手、官製はがき)、民事訴訟になった場合の弁護士費用等については、市が負担する。